

輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱

(令和 6 年 3 月 15 日告示第 41 号)

改正 令和 6 年 6 月 1 日告示第 82 号

(目的)

第 1 条 この告示は、令和 6 年能登半島地震(以下「能登半島地震」という。)により被害を受けた浄化槽等の復旧を行う者に対し、復旧に要する経費に補助金を交付することにより、被害を受けた浄化槽等の速やかな復旧に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 浄化槽等 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽及び排水設備をいう。
- (3) 災害復旧事業 能登半島地震の被災により必要が生じた工事で、被害を受けた施設を原形に復旧するもの又は、原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設を設置するものをいう。
- (4) 管理者 浄化槽等を所有し、管理している者をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業は、能登半島地震により被災した浄化槽等の災害復旧工事であり、かつ循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411001 号環境事務次官通知)に基づく交付金の交付

対象となる事業とする。ただし、対象区域は、公共下水道、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の処理区域外の区域とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助対象事業としない。

(1) 管理者が浄化槽等の保全に当然に必要な措置又は維持管理を怠っていたことが明らかであるもの

(2) 既存の設置工事の不備であることが明らかであるもの

(3) 流入管の宅内配管工事において掘削影響範囲が1メートルを超えるもの

(4) 放流管の宅内配管工事において掘削影響範囲が10メートルを超えるもの

(5) 当該事業に関して、他の制度に基づく補助金又は補償を受けているもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 被災前に納期限を迎えた市税等を滞納していないもの

(2) 市が設置した浄化槽でないこと。

(3) その他補助を行うことが適当でないと市長が認めるものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、能登半島地震により被災した浄化槽等の災害復旧工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、環境大臣に協議をして承認を得た額とする。このとき、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定を行い、輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等)

第9条 申請者は、補助金の交付決定後において、事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、交付決定を変更すべきものと認めるときは、変更交付決定を行い、輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(災害復旧事業の中止又は廃止の申請)

第10条 申請者は、補助金の交付決定後において、事情の変更により災害復旧事業を中止又は廃止する場合には、速やかに輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金中止(廃止)申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の中止又は廃止決定)

第11条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、特段の理由がない場合を除き、中止(廃止)に係る決定を行い、輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金中止(廃止)決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の代理受領)

第 12 条 申請者は、補助金の代理受領を利用しようとするときは、第 7 条に規定する交付申請書の提出に際して、代理受領届出書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 申請者は、災害復旧事業が完了したときは、災害復旧事業の完了の日から 1 か月以内又は、当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに輪島市浄化槽等災害復旧事業実績報告書(様式第 8 号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第 14 条 市長は、災害復旧事業が適正に完了したと認めるときは、補助金の額を決定し、輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金交付額確定通知書(様式第 9 号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 前条の確定通知を受けた申請者は、速やかに輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金交付請求書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

(指示等)

第 16 条 市長は、申請者に対し災害復旧事業に関する書類帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第 17 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付要件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為があったとき。

(遵守事項)

第 18 条 申請者は、法に定められた事項を遵守し、浄化槽の機能が正常に稼働できるよう、適正な維持管理に努めなければならない。

(雑則)

第 19 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(補助対象の特例)

- 2 第 7 条の規定に関わらず、令和 5 年度中に実施し、令和 6 年 3 月 31 日までに完了しない災害復旧事業又は、やむを得ず完了後において申請する災害復旧事業については、内容が適正であると認められる場合に限り補助対象とする。
- 3 前項に規定する補助対象の特例の適用については、輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金精算交付申請書(様式第 11 号)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、交付決定を行い、輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金精算交付決定及び交付額確定通知書(様式第 12 号)により、申請者に通知するものとする。

- 5 申請者は、補助金の代理受領を利用しようとするときは、第3項に規定する精算交付申請書の提出に際して、代理受領届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 6 第4項の通知を受けた申請者は、速やかに輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

附 則(令和6年6月1日告示第82号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。